

名古屋学芸大学大学院学則

第1章 総 則

第1節 目的

(目的)

第1条 名古屋学芸大学大学院（以下、「本学大学院」という。）は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところにより、学部教育の基礎の上に、更に学術の中心として広い視野に立ち、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又はこれに加えて、高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培い、国際社会の一員として人類社会の発展に寄与できる知的、道徳的及び応用的能力を有する個性豊かな人材を育成するとともに、文化の創造と人類の福祉に貢献することを目的とする。

第2節 自己点検・評価及び教育内容等の改善のための組織的な研修等

(自己点検・評価)

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己評価は、名古屋学芸大学学則（以下、「大学学則」という。）の第2条に基づき設置された名古屋学芸大学自己点検・評価委員会において行う。

3 自己評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

4 第1項の自己評価の結果について、本学の職員以外の第三者による検証を行うものとする。
なお、第三者による検証の詳細は別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第2条の2 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、全学的な研修及び研究を実施する。

2 前項の全学的な研修及び研究の実施に必要な事項は、別に定める。

第3節 組織

(課程)

第3条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要の高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学術を養うものとする。

4 栄養科学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取扱うものとする。

(研究科、専攻、学生定員及び学位)

第4条 本学大学院に、栄養科学研究科、メディア造形研究科、子どもケア研究科及び看護学研究科を置く。

2 栄養科学研究科に栄養科学専攻を、メディア造形研究科にメディア造形専攻を、子どもケア研究科に子どもケア専攻、看護学研究科に看護学専攻（研究コース及び保健師養成コース）を置く。

3 前項に規定する専攻の学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程 又は修士課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
栄養科学研究科	栄養科学専攻	5人	10人	2人	6人	16人
メディア造形研究科	メディア造形専攻	5	10			10
子どもケア研究科	子どもケア専攻	5	10			10
看護学研究科	看護学専攻	10	20			20
	(研究コース)	(6)	(12)			(12)
	(保健師養成コース)	(4)	(8)			(8)
合 計		21	25	50	2	56

4 前2項に規定する専攻の学位は、次のとおりとする。

博士前期課程	栄養科学研究科	栄養科学専攻	修士（栄養科学）
博士後期課程	栄養科学研究科	栄養科学専攻	博士（栄養科学）
修士課程	メディア造形研究科	メディア造形専攻	修士（メディア造形）
修士課程	子どもケア研究科	子どもケア専攻	修士（子ども学）
修士課程	看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）

(各研究科の人材育成に係る目的)

第4条の2 本学大学院の各研究科の人材育成に係る目的を、次のとおりとする。

栄養科学研究科 博士前期課程

栄養学、食品学のみならず、生命科学、臨床医学、社会医学等における知識を基礎として、人間栄養学、臨床栄養学等を中心とした実践的な栄養科学に関する広範な知識を有し、「食と健康と医療」に関わる総合的見識を有する栄養科学の研究者・教育者および高度専門職業人養成を目指す。

栄養科学研究科 博士後期課程

栄養科学の実践を重んじ、オリジナリティが高く、かつ国際レベルの研究が遂行でき、さらに栄養科学における高度な専門知識と技能を備えた栄養科学領域の研究者・教育者および栄養分野の専門職業人に対する指導者たるべき人材の育成を目指す。

メディア造形研究科 修士課程

本研究科は、メディア造形における諸領域の深い知識と制作経験をもとに、自立したクリ

エーター、研究者として、高度な専門性をもった人材の育成を目標とし、併せて、他領域の専門家と協働で新たなプロジェクトを立案、推進することのできるディレクション力をもった人材や、次代に対応する専門職の育成を目指す。

子どもケア研究科 修士課程

0歳から18歳までの「子ども」を対象とした学修課程を通じて、広く人間の一生を左右する幼児期から青少年期を如何に保障するか、そのために何を成すべきかについての一層高度な研究、教育を行い、教育や保育の分野、学校現場、医療機関、更には子どもを支援する多様な分野における実践的で高度な専門的知識・技術を身につけ、子どもを慈しみ、守り、育てるという「子どもケア」を担う専門的職業人の養成を目指す。

看護学研究科 修士課程

本研究科では、看護の現象を多角的な視点で捉え、高い倫理観とともに、高度な教育・研究能力や看護実践能力のもと、様々な課題を探究することにより看護学の発展と看護の質向上に貢献できる看護専門職を育成することを目的とする。

第4節 職員組織

(職員)

第5条 本学大学院に教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

(研究科長)

第6条 各研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、その研究科の教授をもって充てる。
- 3 研究科長の任期、選考等については、これを別に定める。

第5節 運営組織

(研究科委員会)

第7条 各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、その研究科の教授をもって組織する。
- 3 研究科委員会が必要と認めたときは、研究科委員会の組織に准教授その他の教職員を加えることができる。
- 4 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べなければならない。
 - 一 学生の入学又は課程の修了に関する事項
 - 二 学位の授与に関する事項
 - 三 教員の教育研究業績の審査に関する事項
 - 四 その他学長が定めた教育研究及び研究科の運営に関する事項
- 5 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長又は研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長又研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期および休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 夏期休業日 8月1日から9月15日まで

四 冬期休業日 12月24日から翌年1月6日まで

五 春期休業日 3月21日から3月31日まで

2 前項の規定に関わらず、学長は、必要があると認める場合には臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することがある。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第2章 通則

第1節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第11条 修士課程の修業年限は、2年とする。

2 博士課程の修業年限は、5年とし、博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の年限は3年とする。

3 前項に係わらず、教育上必要と認められる場合には、本学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、博士前期課程及び修士課程においては2年、博士後期課程においては3年を超える修業年限を認めることがある。

(在学期間)

第12条 在学期間は、前条に定める修業年限の2倍を超えることができない。ただし、第18条又は第19条の規定により入学したものにあっては、第20条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

ただし、次条第2号から第5号までに該当する者及び第19条又は第20条の規定により入学する者については、大学学則第61条に規定する評議会（以下、「評議会」という。）の議を経て、学期の始めとすることができる。

(前期・修士課程の入学資格)

第14条 本学大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に規定する大学を卒業した者
- 二 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣が指定した者
- 五 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 六 本学大学院において個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(後期課程の入学又は進学の資格)

第14条の2 本大学院の後期課程に入学又は進学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位や専門職学位を有する者
- 二 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- 七 大学院において個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者

(入学の出願)

第15条 本学大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という）は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定料を添えて、所定の期日迄に学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について入学を許可する。

(編入学又は転入学)

第18条 学長は、他の大学の大学院を修了し、若しくは退学した者又は他の大学の大学院に在籍している者で、本学大学院への編入学又は転入学を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第19条 学長は、本学大学院を退学した者で、本学大学院に退学後2年以内に再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学及び転入学の場合の取扱い)

第20条 前2条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育の方法等

(教育の方法)

第21条 本学大学院における教育は、授業科目及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目)

第22条 本学大学院の授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 履修方法その他の必要な書類は、別に定める。

(単位の計算方法)

第23条 前条に規定する各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、別に定める授業科目について、次の基準によりその単位数を定めることができる。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とすること。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とすること。
- 3 前1項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、かつその試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第25条 授業科目の試験の成績は、A⁺、A、B、C及びDの5種の評語をもって表すものとし、A⁺、A、B及びCの場合にあっては合格、Dの場合にあっては不合格とする。ただし、評点を付さない授業科目については、合格又は不合格をもって表す。

2 その他、授業科目の試験の成績に関して必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第26条 修士課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行うことができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第27条 教育上有益であると認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該研究科又は大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で第37条に規定する修了の要件となる単位として認めることができる。

(他大学院等における研究指導)

第28条 教育上有益であると認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という）との協議に基づき、学生に他大学院等において1年を超えない期間、必要な研究指導を受けることを許可することができる。

(入学前の既修得単位数の取扱い)

第29条 学長は、教育上有益であると認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得したものを含む）については、研究科委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で第37条に規定する修了の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定により認めることのできる単位数は、第18条又は第19条の規定により入学した場合を除き、第27条の規定により認める単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 研究指導に関する細目は、別に定める。

(教育職員免許状取得)

第29条の2 本大学院において栄養教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、栄養教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者、幼稚園教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、幼稚園教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者、小学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、小学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者、中学校教諭一種免許状（保健）授与の所要資格を有する者で、中学校教諭専修免許状（保健）の所要資格を取得しようとする者、高等学校一種免許状（保健）授与の所要資格を有する者で、高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者及び養護教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、養護教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教員免許法施行規則に基づき本学が定めた別表第2の専修免許状の種類に応じ、それぞれに必要な単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科及び専攻において、教員の免許状の所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、次に掲げるとおりとする。

研 究 科	専 攻	教育職員免許状の種類
栄養科学研究科	栄養科学専攻（博士前期課程）	栄養教諭専修免許状
子どもケア研究科	子どもケア専攻（修士課程）	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（保健） 高等学校教諭専修免許状（保健） 養護教諭専修免許状

(保健師国家試験受験資格)

第29条の3 保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、本大学院の看護学研究科修士課程保健師養成コースへ入学し、第37条及び第38条の規定によるほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学等

(休学)

第30条 疾病その他止むを得ない事由により2ヶ月以上修学することができないときは、研究科長の許可を得て、休学を願い出ることができる。

2 休学しようとするものは、休学願に、疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は理由書を添えなければならない。

3 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、研究科委員会の議を経て、さらに1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 在籍中、2回を越えて休学することはできない。

3 休学期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第32条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学しようとするものは、保証人と連署の復学願を提出しなければならない。

(転学)

第33条 他の大学の大学院へ入学又は転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第34条 外国の大学の大学院で修学することを志願する者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受け、留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は第12条に規定する在学期間に算入することができる。

3 第27条の規定は、留学の場合について準用する。

(退学)

第35条 退学しようとする者(他の大学院等へ入学又は転学しようとする者を含む。))は、保証人と連署の退学届を学生証とともに提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第36条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議及び評議会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 第12条の在学期間を経て、なお所定の課程を修了できない者
- 三 学費の納付を怠り、催促しても、なお納付しない者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- 五 休学期間を過ぎても復学しない者

第5節 修了及び学位

(修了の要件)

第37条 学長は、修士課程及び博士前期課程に2年(第18条若しくは第19条の規定により入学した者は、それぞれ第20条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て修了を認定する。

2 前項の規定に関わらず、メディア造形研究科修士課程においては、当該修士課程の目的に応じ適当と認められる場合は、作品の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 学長は博士後期課程に3年(第18条若しくは第19条の規定により入学した者は、それぞれ第20条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、

必要な研究指導を受け、及び博士論文の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て修了を認定する。

(学位)

第38条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第39条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者については、研究科委員会及び評議会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒)

第40条 本学の規則に違反し、その他学生としての本分に反する行為があった者は、別に定めるところにより、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込みがない者

二 学業成績不良で成業の見込みがない者

三 正当な理由がなくて出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第3章 補則

第1節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生等

(聴講生)

第41条 学長は、本学大学院の特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、研究科委員会の議を経て、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第42条 学長は、本学大学院の特定の授業科目を履修し、単位の取得を志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、研究科委員会の議を経て、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 授業科目を履修した科目等履修生に対しては、試験を実施したうえ、単位を与え、及び単位修得証明書を交付することができる。

(特別聴講学生)

第43条 学長は、他大学院等（外国の大学院等を含む）に在学している者で、本学大学院の特定の授業科目を履修し、単位の修得を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、当該他大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 授業科目を履修した特別聴講学生に対しては、試験を実施したうえ、単位を与え、及び単位修得証明書を交付することができる。

(研究生)

第43条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育及び研究に支障のない範囲において、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第44条 学長は、外国人であって、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(科目等聴講生等に関する規程)

第45条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第2節 入学検定料、入学金及び学費

(入学検定料、入学金及び学費等)

第46条 入学検定料、入学金、学費（授業料及び教育充実費）等の納付金の額は、別表第3の定めるところによる。

(学費等の納付)

第47条 学費は、年額の2分の1に相当する額を前期及び後期の2期に区分して、納付しなければならない。

2 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の聴講料は、履修する期間分を一括して納付しなければならない。

3 学費等の納付に関して必要な事項は、これを別に定める。

(復学、再入学、転入学又は編入学の場合の学費)

第48条 前期又は後期の中途において復学、再入学、転入学又は編入学（以下、「復学等」という。）をした者が前期又は後期において納付すべき学費の額は、これを別に定める。

(退学、除籍、休学、転学の場合の学費)

第49条 学年の途中で、退学（除籍を含む）、休学、他の大学院へ転学する者が納付すべき学費

の額は、これを別に定める。

(入学検定料及び学費の返還及び免除等)

第50条 一旦納入した入学検定料、学費は返還しない。

(学費の免除等)

第51条 成績優秀、品行方正にして、経済的援助を必要とする学生に対し、入学後の学費の全部又は一部を免除し、または貸与することがある。

2 学費の免除、延納等に関する事項は、これを別に定める。

(学費等の納付期限)

第52条 入学検定料、入学金及び学費の納付期限は、次のとおりとする。

- 一 入学検定料については、入学願書提出のとき
- 二 入学金については、入学手続きをするとき
- 三 学生の授業料については、学長が定める日
- 四 前号の規定にかかわらず、第52条に定める学生の授業料については、学長が定める日
- 五 研究生、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生の聴講料等については学長が定める日

(復学した場合の学費)

第53条 前期又は後期中途において復学した場合の納付すべき学費等は、当該年度の前期又は後期の学費として定められた額とする。

(留学の場合の学費)

第58条 留学期間中であっても、本学大学院で定める学費（前期又は後期）を納付しなければならない。

第3節 その他

(委任)

第59条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第22条は、平成21年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成２３年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第２２条及び第２９条の２は、平成２３年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成２４年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第２２条は、平成２４年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成２５年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第２２条は、平成２５年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第２２条及び第４７条は、平成２６年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成２７年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第２２条は、平成２７年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第４条の２及び第２２条は、平成２９年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第４条の２及び第２２条は、平成３０年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成３１年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第２２条は、平成３１年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第２２条は、令和２年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第２２条、第２７条及び第２９条の２は、令和３年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第４条、第４条の２、第２２条及び第２９条の２は、令和５年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第４条の２、第２２条及び第２９条の２は、令和６年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第４条第２項及び第３項、第２２条、第２９条の３並びに第４６条は、令和７年度に入学した者から適用する。

別表第 1

栄養科学研究科 栄養科学専攻 博士前期課程 授業科目

区分		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
基礎科目		E B N特論	2		基礎科目から4単位、応用科目の「人間栄養領域」、「医療・介護領域」、「学校栄養・行政栄養領域」、「食機能・食品安全領域」、「インターンシップ」のうちから12単位以上、及び特別研究8単位の合計30単位以上取得し、修士論文に合格すること。
		E B N演習	2		
		基礎統計解析演習		2	
		応用統計解析演習		2	
		アカデミックライティング		2	
応用科目	人間栄養領域	栄養生理学特論		2	
		栄養生化学特論		2	
		スポーツ栄養学特論		2	
		ライフサイクル栄養学特論		2	
	医療・介護領域	臨床医学特論		2	
		臨床栄養学特論		2	
		栄養ケアプロセス特論A		2	
		栄養ケアプロセス特論B		2	
		臨床心理学特論		2	
		臨床心理学演習		2	
		地域包括ケア特論		2	
	行政栄養領域・学校栄養	栄養疫学特論		2	
		食教育学特論		2	
		公衆栄養学特論		2	
		国際栄養学特論		2	
	食機能・食品安全領域	食品機能学特論		2	
		食品機能学演習		2	
		食品安全学特論		2	
		食品安マネジメントシステム（FSMS）特論		2	
	インターンシップ	インターンシップⅠ		2	
		インターンシップⅡ		2	
		インターンシップⅢ		2	
特 別 研 究			8		

栄養科学研究科 栄養科学専攻 博士後期課程 授業科目

授業科目名	単位数		備 考
	必修	選択	
博士特別研究	8		8 単位を修得し、かつ必要な論文指導を受けた上、本大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

メディア造形研究科 メディア造形専攻 修士課程 授業科目

区分	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
共通科目	メディア造形文化特論	2		専門科目の「映像メディア特論Ⅰ・Ⅱ」、「デザイン特論Ⅰ・Ⅱ」又は「ファッション造形特論Ⅰ・Ⅱ」のうち、いずれか2科目4単位を必ず修得し、必修科目18単位を含め合計30単位以上取得し、修士論文に合格すること。
	論述構成演習	2		
	感性工学特論		2	
	イノヴェイティヴメディア特論Ⅰ		2	
	イノヴェイティヴメディア特論Ⅱ		2	
	クリエイティヴマネジメント特論Ⅰ		2	
	クリエイティヴマネジメント特論Ⅱ		2	
専門科目	映像メディア特論Ⅰ		2	
	映像メディア特論Ⅱ		2	
	デザイン特論Ⅰ		2	
	デザイン特論Ⅱ		2	
	ファッション造形特論Ⅰ		2	
	ファッション造形特論Ⅱ		2	
	メディア造形演習	4		
	特 別 研 究	10		

子どもケア研究科 子どもケア専攻 修士課程 授業科目

区分		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
共通科目		小児医学特論		2	専門科目のうち、「幼児保育・初等教育分野」、「養護・健康教育分野」又は「心理・発達支援分野」のいずれかを選択し、選択した分野から10単位以上、必修の特別研究8単位及び共通科目並びに専門科目から選択12単位以上、計30単位以上修得し、修士論文に合格すること。
		学校安全と危機管理		2	
		教育の歴史と教育理論		2	
		発達障害特論		2	
		子育て支援特論		2	
		社会福祉特論		2	
		多文化共生特論		2	
		統計解析特論		2	
		子どもケアフィールドワーク		4	
		アカデミックライティング		2	
専門科目	幼児保育・初等教育分野	幼児教育特論Ⅰ		2	
		幼児教育特論Ⅱ		2	
		保育内容特論Ⅰ		2	
		保育内容特論Ⅱ		2	
		保育内容研究演習A		2	
		保育内容研究演習B		2	
		初等教育特論		2	
		初等教育演習		2	
		児童の表現文化特論A		2	
		児童の表現文化特論B		2	
	養護・健康教育分野	学校保健学特論A		2	
		学校保健学特論B		2	
		養護実践特論A		2	
		養護実践特論B		2	
		栄養学特論		2	
		学校看護学特論		2	
		健康教育学特論		2	
		健康教育学演習		2	
		身体活動特論		2	
	心理・発達支援分野	発達心理学特論		2	
		発達心理学演習		2	
		臨床心理学特論		2	
		臨床心理学演習		2	
		学習・認知心理学特論		2	
		学習・認知心理学演習		2	
		特別支援教育特論		2	
		特別支援教育演習		2	
		学校教育相談特論		2	
		学校教育相談演習		2	
特 別 研 究		8			

看護学研究科 看護学専攻 修士課程 研究コース 授業科目

区分		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
共通科目	基礎 科目 研究	看護研究方法論	2		所定の在学年限を満たし、以下の所定単位を修得し、且つ修士論文を提出の上、審査を経て最終試験に合格すること。 所定単位は、共通科目のうち必修科目 8 単位、選択科目 4 科目 8 単位以上（うち看護関連科目から 2 科目 4 単位以上）、また専門科目の各領域から同一分野の特論及び演習の計 6 単位以上に加え、特別研究 8 単位を履修し、合計 30 単位以上を取得すること。
		看護理論	2		
		英語文献クリティーク		2	
		多変量解析論		2	
	看護実 践科目	看護教育方法論	2		
		看護倫理学	2		
		看護コンサルテーション論		2	
		看護マネジメント論		2	
		看護フィールド演習		2	
		多職種連携方法論		2	
	看護関 連科目	看護病態生理学		2	
		看護臨床薬理学		2	
		家族看護学		2	
		国際保健学		2	
		保健医療福祉行政論		2	
		看護海外研修		2	
専門 科目	発達 看護 学 領域	母性・助産看護学特論		2	
		母性・助産看護学演習		4	
		小児看護学特論		2	
		小児看護学演習		4	
		成人・老年看護学特論		2	
		成人・老年看護学演習		4	
	広域 看護 学 領域	精神看護学特論		2	
		精神看護学演習		4	
		地域・在宅看護学特論		2	
		地域・在宅看護学演習		4	
	発展 看護 学 領域	災害看護学特論		2	
		災害看護学演習		4	
		看護管理学特論		2	
		看護管理学演習		4	
		看護教育学特論		2	
		看護教育学演習		4	
特別研究		特別研究Ⅰ	2		
		特別研究Ⅱ	6		

【研究科目】

区分		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
共通科目	基礎研究科目	看護研究方法論	2		所定の在学年限を満たし、以下の所定単位を修得し、且つ課題論文を提出の上、審査を経て最終試験に合格すること。 所定単位は、共通科目のうち必修科目 8 単位、選択科目 5 科目 10 単位以上（うち看護関連科目から 2 科目 4 単位以上）、また専門科目の広域看護学領域地域・在宅看護学分野の特論及び演習の計 6 単位以上に加え、課題研究 6 単位を履修し、合計 30 単位以上を取得すること。 加えて、保健師養成科目 18 科目 33 単位を履修し、33 単位すべてを取得すること。
		看護理論	2		
		英語文献クリティーク		2	
		多変量解析論		2	
	看護実践科目	看護教育方法論	2		
		看護倫理学	2		
		看護コンサルテーション論		2	
		看護マネジメント論		2	
		看護フィールド演習		2	
		多職種連携方法論		2	
	看護関連科目	看護病態生理学		2	
		看護臨床薬理学		2	
		家族看護学		2	
		国際保健学		2	
		保健医療福祉行政論		2	
		看護海外研修		2	
専門科目	発達看護学領域	母性・助産看護学特論		2	
		母性・助産看護学演習		4	
		小児看護学特論		2	
		小児看護学演習		4	
		成人・老年看護学特論		2	
		成人・老年看護学演習		4	
	広域看護学領域	精神看護学特論		2	
		精神看護学演習		4	
		地域・在宅看護学特論	2		
		地域・在宅看護学演習	4		
	発展看護学領域	災害看護学特論		2	
		災害看護学演習		4	
		看護管理学特論		2	
		看護管理学演習		4	
		看護教育学特論		2	
		看護教育学演習		4	
課題研究	課題研究Ⅰ		2		
	課題研究Ⅱ		4		

【保健師養成科目】

区分		授業科目名	単位数		備 考
			必修	選択	
保健師養成科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学特論	2		
		公衆衛生看護支援技術特論	2		
		個人と家族の支援技術論	2		
		集団・組織・地域の支援技術論	2		
		母子保健支援技術論	2		
		公衆衛生看護展開特論	2		
		産業・学校保健活動展開特論	2		
		コミュニティ・ヘルス・アセスメント	2		
		公衆衛生看護管理特論	2		
	疫学特論		2		
	保健統計学特論		2		
	保健医療福祉行政展開特論		2		
	地域包括ケア展開技術論		2		
	(公衆衛生看護学 臨地実習)	個人と家族の継続看護支援実習	1		
		公衆衛生看護活動展開実習	3		
		産業・学校保健実習	1		
		公衆衛生看護管理論実習	1		
		実践地域事業展開実習	1		

別表第2 教職課程

・栄養教諭専修免許状

区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	栄養に係る教育に関する科目	栄養生理学特論		2	24単位以上履修すること
		栄養生化学特論		2	
		スポーツ栄養学特論		2	
		ライフサイクル栄養学特論		2	
		臨床医学特論		2	
		臨床栄養学特論		2	
		栄養ケアプロセス特論A		2	
		栄養ケアプロセス特論B		2	
		食教育学特論		2	
		公衆栄養学特論		2	
		国際栄養学特論		2	
		食品機能学特論		2	
		食品機能学演習		2	
		食品安全学特論		2	
		インターンシップⅠ		2	
		インターンシップⅡ		2	
		インターンシップⅢ		2	
	教育の基礎的理解に関する科目	臨床心理学特論		2	
		臨床心理学演習		2	

・幼稚園教諭専修免許状

区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容特論Ⅰ		2	24単位以上履修すること
		保育内容演習Ⅱ		2	
		保育内容研究演習A		2	
		保育内容研究演習B		2	
	教育の基礎的理解に関する科目	学校安全と危機管理		2	
		教育の歴史と教育理論		2	
		幼児教育特論Ⅰ		2	
		幼児教育特論Ⅱ		2	
		発達心理学特論		2	
		発達心理学演習		2	
		特別支援教育特論		2	
		特別支援教育演習		2	
		臨床心理学特論		2	
		臨床心理学演習		2	
		学習・認知心理学特論		2	
		学習・認知心理学演習		2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導、及び生徒指導等に関する科目	学校教育相談特論		2	
		学校教育相談演習		2	

・小学校教諭専修免許状

区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	児童の表現文化特論A		2	24単位以上履修すること
		児童の表現文化特論B		2	
	教育の基礎的理解に関する科目	学校安全と危機管理		2	
		教育の歴史と教育理論		2	
		初等教育特論		2	
		初等教育演習		2	
		発達心理学特論		2	
		発達心理学演習		2	
		特別支援教育特論		2	
		特別支援教育演習		2	
		臨床心理学特論		2	
		臨床心理学演習		2	
		学習・認知心理学特論		2	
		学習・認知心理学演習		2	
	道徳、総合的な学習の時間等、生徒指導、教育相談等に関する科目	学校教育相談特論		2	
		学校教育相談演習		2	

・中学校教諭専修免許状（保健）及び高等学校教諭専修免許状（保健）

区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導に関する科目	小児医学特論		2	24単位以上履修すること
		栄養学特論		2	
		学校保健学特論A		2	
		学校保健学特論B		2	
		健康教育学特論		2	
		健康教育学演習		2	
	教育の基礎的理解に関する科目	学校安全と危機管理		2	
		教育の歴史と教育理論		2	
		発達心理学特論		2	
		発達心理学演習		2	
		特別支援教育特論		2	
		特別支援教育演習		2	
		臨床心理学特論		2	
		臨床心理学演習		2	
		学習・認知心理学特論		2	
		学習・認知心理学演習		2	
	道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	学校教育相談特論		2	
		学校教育相談演習		2	

・養護教諭専修免許状

区分		授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	養護に関する科目	小児医学特論		2	24単位以上履修すること
		栄養学特論		2	
		学校保健学特論 A		2	
		学校保健学特論 B		2	
		健康教育学特論		2	
		健康教育学演習		2	
		学校看護学特論		2	
		養護実践特論 A		2	
		養護実践特論 B		2	
	教育の基礎的理解に関する科目	学校安全と危機管理		2	
		教育の歴史と教育理論		2	
		発達心理学特論		2	
		発達心理学演習		2	
		特別支援教育特論		2	
		特別支援教育演習		2	
		臨床心理学特論		2	
		臨床心理学演習		2	
		学習・認知心理学特論		2	
		学習・認知心理学演習		2	
	道徳、総合的な学習の時間及び生徒指導、教育相談等に関する科目	学校教育相談特論		2	
		学校教育相談演習		2	

別表第3 入学検定料、入学金及び学費（授業料、教育充実費）

・栄養科学研究科栄養科学専攻 博士前期課程（単位：円）

費 目	1 年次	2 年次	計	備 考
入学検定料			35,000	
入学金	100,000		100,000	
授業料	765,000	765,000	1,530,000	
教育充実費	190,000	190,000	380,000	
計(除く入学検定料)	1,055,000	955,000	2,010,000	

・栄養科学研究科栄養科学専攻 博士後期課程（単位：円）

費 目	1 年次	2 年次	3 年次	計	備 考
入学検定料				35,000	
入学金	100,000			100,000	
授業料	765,000	765,000	775,000	2,305,000	
教育充実費	190,000	190,000	190,000	570,000	
計(除く入学検定料)	1,055,000	955,000	965,000	2,975,000	

・メディア造形研究科メディア造形専攻 修士課程（単位：円）

費 目	1 年次	2 年次	計	備 考
入学検定料			35,000	
入学金	100,000		100,000	
授業料	975,000	975,000	1,950,000	
教育充実費	200,000	200,000	400,000	
計(除く入学検定料)	1,275,000	1,175,000	2,450,000	

・子どもケア研究科子どもケア専攻 修士課程（単位：円）

費 目	1 年次	2 年次	計	備 考
入学検定料			35,000	
入学金	100,000		100,000	
授業料	700,000	720,000	1,420,000	
教育充実費	190,000	190,000	380,000	
計(除く入学検定料)	990,000	910,000	1,900,000	

- 看護学研究科看護学専攻 修士課程 研究コース (単位：円)

費 目	1 年次	2 年次	計	備 考
入学検定料			35,000	
入学金	100,000		100,000	
授業料	765,000	765,000	1,530,000	
教育充実費	190,000	190,000	380,000	
計(除く入学検定料)	1,055,000	955,000	2,010,000	

- 看護学研究科看護学専攻 修士課程 保健師養成コース (単位：円)

費 目	1 年次	2 年次	計	備 考
入学検定料			35,000	
入学金	100,000		100,000	
授業料	765,000	765,000	1,530,000	
教育充実費	190,000	190,000	380,000	
保健師養成コース履修経費	100,000	100,000	200,000	
計(除く入学検定料)	1,155,000	1,055,000	2,210,000	